

株券電子化に当たっての 名義書換失念株主の対応

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.21

【要約】

名義書換を忘れていた株主が、そのまま株券電子化を迎えると、その権利は保全されないこととなり、最悪の場合には権利を喪失する危険性がある。

そうした事態を防止するためには、適切な対応をとる必要がある。ただ、とるべき対応は、株券電子化の前か後かで異なっている。

具体的には、株券電子化移行前であれば、証券保管振替機構に預託するか、株券の名義書換を行うかである。

株券電子化移行後であれば、権利保全のための発行会社に対して行う必要がある。

はじめに

2009年1月に予定される上場会社の株券電子化により、上場会社の株券は一斉に無効となる。即ち、実質的に「紙切れ」同然となる。

もちろん、株券が無効になったからといって、株主の権利が喪失してしまう訳ではない。発行会社が（発行会社の指定した）信託銀行等に（株主名義の）特別口座を開設し、その株主の権利を保全することとなっている。

ただ、特別口座の開設手続は、株主名簿の記載内容に基づいて処理されることとなっている。そのため、株主名簿の名義書換を忘れた株主（以下、失念株主）については、その権利が保全されず、最悪の場合には権利を喪失する危険性もある。

そうした事態を防止するためには、適切な対応をとる必要がある。ただ、とるべき対応は、株券電子化の前か後かで異なっている。以下では、名義書換を忘れていた株主が、その権利を守るために何をすべきかを、株券電子化の前と後に分けて説明する。

なお、ここでは証券保管振替機構に自分が保有している株券を預託していない株主（いわゆるタンス株主）を想定している。予め証券保管振替機構に株券を預託している株主の場合は、株券電子化への対応は証券保管振替機構、証券会社、発行会社との間の事務処理のみで完了し、株主自身は特別な手続を行う必要はない。

1 . 株券電子化前に対応する場合

【ポイント】

権利喪失のリスクが低く、かつ、手続が比較的簡便であるのは、株券電子化前に対応を行っておくことである。具体的には、証券保管振替機構に預託するか、株券の名義書換を行うかである。

証券保管振替機構への預託は、証券会社に株券と所定の申請書を提出することで可能である。最近では、証券会社も名義書換が完了していない株券の預託も受け入れている。

名義書換の具体的な手続は個々の信託銀行等にもよるが、これも基本的には、株券と所定の申請書を提出すればよいというのが一般的である。

失念株主の株券電子化対策として、権利喪失のリスクが低く、かつ、手続が比較的簡便であるのは、株券電子化前に次の 又は の対応を行っておくことである。

証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託する。

株主名簿管理人（いわゆる証券代行の信託銀行等）を通じて株券の名義書換を行う。

(1)証券保管振替機構への預託

証券保管振替機構への預託の具体的な手続としては、株券と所定の申請書・約諾書などを証券会社等に提出し、本人確認手続をするというのが一般的である。

つい最近までは、コンプライアンスの関係上、証券会社は名義書換の完了していない株券の預託の受入れは行っていなかった。従って、先に信託銀行等で名義書換（後述(2)）を行わなければ、証券保管振替機構への預託はできなかったのである。

しかし、大和証券に照会したところ、現在では、（証券保管振替機構などにおいて）株券の真贋判定等が厳格に行われる代わりに、名義書換の完了していない株券の預託、つまり、開設した（保振）口座への入庫を受け入れているということである。

(2)名義書換

名義書換の具体的な手続は個々の信託銀行等にもよるが、一般的には次のものを提出し、本人確認手続をすればよいこととされているケースが多い¹。

株券

株式名義書換請求書

株主票

は、取得したが未だ名義書換をしていない株券を提示することを意味している。

¹ なお、必要な書類の書式などは信託銀行などによっても異なるので、実際に個々の信託銀行などに照会する必要がある。

即ち、会社法（131条1項）には「株券の占有者は、当該株券についての権利を適法に有するものと推定する」と定められている。つまり、株券電子化前には、自分が正当な株主であることを証明するためには、基本的には株券を所持していることを示せばよいこととなる。

と は、名義書換の申請のための書類である。これは基本的には信託銀行等で用意されている用紙に必要事項を記入し、発行会社に対する届出印を捺印するのが一般的である。

2. 株券電子化後に対応する場合

【ポイント】

株券電子化後に権利保全を行うためには、次のような請求を発行会社に対して行う必要がある。

- a. 名義株主と失念株主が共同で請求する。
- b. （裁判所の）判決等を添付して請求する。
- c. （株券電子化の実施から）一定期間内に株券（券面）と株券電子化以前に取得したことを証明できる資料を添付して請求する。

a.とb.は、手続として困難・煩瑣であり、現実に取りうる方法とは余りいえない。

基本的には、c.の方法によらざるを得ないだろう。

いずれにしても速やかに手続を実施しなければ権利を喪失する危険性がある。

株券電子化後に失念株主が権利保全を行おうとすれば、複雑な手続が必要となる。それは、株券（券面）が無効となり、株券を提示しただけでは株主であると認定されなくなるためである。

具体的には、発行会社（実際には信託銀行等に事務が委託されるであろう）に対して、株主名簿上の名義株主の名義で開設された特別口座から、失念株主名義の特別口座に株式を移すように請求する必要がある。

そのための手続は、（細目を定める政省令が未だ制定されていないため未確定の部分もあるが）基本的には次の3つの方法がある。

名義株主と失念株主が共同して請求する。

（裁判所の）判決等を添付して請求する。

利害関係者の利益を害するおそれがない場合として主務省令で指定する方法。

具体的には、一定期間内（6ヶ月以内になるか1年以内になるか現時点では未定）に次のものを添付して請求することが想定されている。

- 株券（券面）
- 株券電子化以前に取得したことを証明できる資料

と は確実ではあるが、手続として困難・煩瑣である。そのため、現実に取りうる方法とは余り言えないだろう。

従って、失念株主の権利保全は、基本的には の方法によらざるを得ないだろう。ただ、株式を取得した時期がかなり昔である場合、「株券電子化以前に取得したことを証明できる資料」をどうやって用意するかが問題となる。

取引を行った証券会社であれば「顧客勘定元帳」で取引履歴を管理しているはずである。(政省令が未制定であるため、細目は未定であるが)その「顧客勘定元帳」のコピーを証券会社に請求すれば証明資料として利用することができるものと考えられる。

ただ、「顧客勘定元帳」の法定保存期間は10年である。そのため、それ以前まで遡ることは困難な場合がある。なお、大和証券の場合、もう少し古い記録まで保存してある場合があるので、必要であれば個別に照会して欲しいとしている(関連部署からのヒアリング)。

また、証券会社が発行する「取引報告書」も証拠書類となり得るだろう。ただし、基本的に再発行は不可であるため、取引時点で発行されたものを顧客が自分の手元で保管していなければ利用できないと考えられる。

いずれにせよ、速やかに手続を実施しなければ、名義株主が勝手に善意・無重過失の第三者に株式を売却してしまい、失念株主が権利を喪失してしまう危険性がある²。

失念株主が株券電子化後に権利保全を行う場合は、迅速な対応が必要である。

² 詳細については、拙稿「株券電子化Q & A (基礎編)」(2006年7月26日付DIR制度調査部情報)なども参照。